

「緑の募金」税制上の優遇措置について

公益社団法人北海道森と緑の会への寄附は、その全額を公益目的事業に使うため、「特定公益増進法人」として、税制上の優遇措置の対象になります(法人税、所得税、個人住民税)。

法人の場合

法人税

ア 特別損金算入限度額(特定公益増進法人への寄附)
[資本金等の金額×0.375%+所得金額×6.25%]÷2

イ 一般寄附金の算入限度額
[資本金の金額×0.25%+所得金額×2.5%]÷2

アとイの限度額(合計額)までの寄附金額の損金算入が可能となります。

個人の場合

所得税

[寄附金額(総所得金額の40%を上限)-2,000円]×40%
までの税額控除(所得税額の25%が上限)が可能となります。

個人住民税

[寄附金額(総所得金額の30%を上限)-2,000円]×[4%(道民税)+6%(市町村民税)]
までの税額控除が可能となります。

※個人住民税については、都道府県及び市町村が条例で指定している寄附金が控除の対象になります。北海道及び札幌市は、当会に対する寄附金を条例指定しております。その他の市町村につきましては、個別に確認をしてください。

「緑の募金」はこのように使われました

■平成27年度の緑の募金使途

皆様の想いと心のこもった貴重な募金は、生活環境の緑化や森林整備、緑化思想の普及啓発などの事業を中心に、大切に活用いたしました。

■平成28年度の緑の募金額は約3,500万円

皆様のご協力により約3,500万円の募金が寄せられました。ありがとうございました。

■平成29年度の募金活動は4月15日から

平成29年度の募金期間は、春期4月15日～5月31日、北海道緑化募金6月1日～6月30日、秋期9月1日～10月31日となっております。引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

募金の使途

平成27年度 募金総額 **34,467,532円**

市町村緑化事業助成	16,972,145円	市町村の緑化活動に助成・170団体
募金協力団体緑化事業	1,300,800円	募金協力団体の緑化活動に助成・11団体
一般公募事業	1,470,585円	ボランティア団体の緑化活動に助成・31団体
国土緑化推進機構負担金	1,505,000円	東日本大震災復興事業等に活用
森と緑の会直接事業	911,261円	シンボルツリー植樹、木育広場、植樹箇所下刈り
活動推進費	998,872円	ポスター原画等コンクール、緑化カレンダー、出発式、募金活動
活動資材費	2,933,569円	緑の羽根、募金箱等
推進事務費	8,375,300円	

みどりの
Gift [ギフト]

緑の栄光 NO.64
平成29年3月●日発行

発行 / 公益社団法人 北海道森と緑の会
〒060-0004
札幌市中央区北4条西5丁目 林業会館内
TEL. 011-261-9022 FAX. 011-261-9032
URL / <http://www.h-green.or.jp/>
MAIL / morimidori@h-green.or.jp

編集後記

Gift 64号をお届けします。最近、森へ行ったことはありませんか。森について考えたことはありませんか。私たちと森との関わりは希薄となってしまいました。しかし今、森との新しい関わり方を求めて活動している人たちがいます。今回の特集は、「人が集まる里山づくり」がテーマ。当会が事務局を受け持っている森林山村多面的機能発揮対策に参加し、地域の森づくりや森の活用に取り組んでいる人たちの活動を紹介しました。こんな活動がもっと広がっていくことを期待しています。

お忙しい中、玉稿をお寄せくださいました内山節様、ミス日本みどりの女神の飯塚帆南様、本当にありがとうございます。今回も、多くの皆様の協力によりギフトを発行することができました。同様に、北海道森と緑の会も多くの皆様に支えられて活動をしています。ありがとうございます。(Y.S)